

くさやうはつだい
草 幼 発 第 2 6 5 3 号
れい わ ねん がつ
令 和 3 年 8 月 2 6 日

ほごしやくかくい
保護者各位

くさつ し こども みらいぶ
草 津 市 子 ど も 未 来 部
ようじかちょう やまぎわきいちろう
幼 児 課 長 山 際 喜 一 郎
こういんしょうりやく
(公 印 省 略)

しんがた かんせんしょう きんきゅうじたいせんげん はつれい う かてい
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に か か る 緊 急 事 態 宣 言 の 発 令 を 受 け た 家 庭 で
ほいく きょうりよく つうち
の 保 育 の 協 力 に つ い て (通 知)

ひごろ ほんししゅうがくぜんきょういく ほいく かくべつ ごりかい ごきょうりよく あつ
日 頃 は、本 市 就 学 前 教 育 ・ 保 育 の 推 進 に つ き 格 別 の 御 理 解 ・ 御 協 力 を い た だ き 厚 く
おれいもう あ
御 礼 申 し 上 げ ま す。

ひょうだい けん しんがた かんせんしょう きんきゅうじたいせんげん
さ て、標 題 の 件 に つ き ま し て、新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に か か る 「緊 急 事 態 宣 言」
はつれい ともな かんせんしょうかくだいぼうし かんてん しなしいゅうがくぜんきょういく ほいくしせつ ほごしやく か
の 発 令 に 伴 い、感 染 症 拡 大 防 止 の 観 点 よ り 市 内 就 学 前 教 育 ・ 保 育 施 設 の 保 護 者 に 家
庭 保 育 の 御 協 力 を お 願 い い た し ま す。つ き ま し て は、家 庭 で の 保 育 の 御 協 力 に つ い て、
かき
下 記 の と お り と さ せ て い た だ き ま す の で、御 理 解 ・ 御 協 力 を い た だ き ま す よ う お 願 い い
た し ま す。

ひ び へんか じょうきょう こんごたいおう へんこう ばあい
な お、日 々 変 化 す る 状 況 に よ り、今 後 対 応 が 変 更 と な る 場 合 も ご ざ い ま す が、そ の
さい あらた し ごしやうち
際 は 改 め て お 知 ら せ し ま す の で、御 承 知 お き く だ さ い ま す よ う お 願 い い た し ま す。

記

1 家庭での保育の協力についてのおねが

きんきゅうじたいせんげん はつれい ともな かのう かた かてい ほいく ごきょうりよく
緊 急 事 態 宣 言 の 発 令 に 伴 い、可 能 な 方 に つ き ま し て は、家 庭 で の 保 育 に 御 協 力
ください。その間、長期欠席を理由に施設を退園となることはありません。

1) 保育所・認定こども園（保育認定）等への「家庭保育」の協力要請について

しりつほいくしよ にんてい えん ほいくにんてい どう かていほいく きょうりよくようせい
市 立 保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園 （ 保 育 認 定 ） お よ び 私 立 認 可 保 育 施 設 に つ い て は、通
じょうどお かいえん しよ がつ にち きん がつ にち にち あいだ
常 通 り 開 園 （ 所 ） し ま す が、8 月 2 7 日 （ 金 ） か ら 9 月 1 2 日 （ 日 ） ま で の 間、
かのう はんい かていほいく きょうりよく ねが
可 能 な 範 囲 で 「 家 庭 保 育 」 の 協 力 を お 願 い し ま す。

2) 保育料について

かていほいく きょうりよく ばあい ほいくりよう にっすう おう ひ わ たいおう
家 庭 保 育 に 協 力 い た だ い た 場 合 の 保 育 料 に つ い て は、日 数 に 応 じ て 日 割 り 対 応
おこな かんぶ よてい さいじいじょう えんじ ほいくりようむしょうか
を 行 い ま す （ 還 付 を 予 定 ） 。 た だ し、3 歳 児 以 上 の 園 児 に つ い て は、保 育 料 無 償 化
ほいくりよう ひ わ たいおう
の た め、保 育 料 の 日 割 り 対 応 は ご ざ い ま せ ん。

かくにん けいさんさぎょう じかん いうたんつうじょう しはら
な お、確 認 ・ 計 算 作 業 に 時 間 を 要 す る た め、一 旦 通 常 ど お り に お 支 払 い い た
だいたのち、利用されていない日数を確認して計算し、改めて返金を行います。

3 入所決定児（保育認定）にかかる育児休業復帰時期の延長について

入所月の翌月までに就労復帰されない場合は、保育の必要性がないものとして退園となるのですが、コロナウイルスの影響により育児休業復帰時期が延長となるといった特例の御事情がある場合は、幼児課までお問い合わせください。

（育児休業の状況を確認するため、育児休業復帰時期が延長となることが証明された就労証明書等を提出いただくことがあります。）

草津市 子ども未来部 幼児課	
[家庭保育協力] 担当	指導研修係 TEL: 077-561-6878 (直通)
[保育料] 担当	入所・入園係 TEL: 077-561-2365 (直通)